

交通安全に関する幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂・改定について

改訂・改定の経緯と趣旨

幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園の、それぞれの教育・保育の内容等について定めた、現行の幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、領域「健康」に関する内容に、安全に気を付けて行動することについての記載がある。

これを踏まえ、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園では、交通安全指導や避難訓練などが長期的な見通しをもち計画的に行われるとともに、あらゆる場面を通じ、幼児が安全に行動できるようにするための指導が行われている。

平成29年3月には幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂・改定された。

改訂・改定に際し、近年の東日本大震災をはじめとする自然災害などの教訓を受け、小学校就学前の幼児期からの安全教育の重要性が改めて指摘された。そのため、今回改訂・改定においては、「交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること」等について共通した記載内容が盛り込まれた。

幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
平成29年文部科学省告示第62号	平成29年厚生労働省告示第117号	平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号
第2章 ねらい及び内容 健康 3 内容の取扱い (6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、 <u>交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。</u>	第2章 保育の内容 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容 健康 (ウ) 内容の取扱い ⑥安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、 <u>交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。</u>	第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容 健康 3 内容の取扱い (6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、 <u>交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。</u>

就学前の教育・保育における交通安全の視点も含めた安全教育例

幼稚園等においては、あらゆる場面を通じ、幼児が安全に行動できるようにするための指導が行われている。例えば、

- ・いろいろな遊びの中で十分に体を動かし、幼児が自分の思うとおりに体を動かすことができるようにすること
- ・園舎の中では走らない等の日常の安全指導を交通ルールを守ることに結び付け、安全な行動に対する意識を身に付ける。

等が日常の教育活動を通じて行われている。また、卒園前には、小学校への登校に備え、横断歩道の渡り方や信号機の意味などの交通ルールを理解し、安全に歩行することができるよう、警察等の関係機関の協力を得て、実際の道路や模擬信号機などを活用した指導が行われている例もある。

今後の取り組み

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の平成30年4月の施行に向けて、幼児が安全に行動することができるよう、各自治体や、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園等に幼稚園教育要領・保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を広く周知していく。

